

3 疾病予防対策の促進 1（栄養改善）

健康づくりに関する施策の基礎資料とするために調査を行うとともに、特定多数人に継続的に食事を供給する施設（給食施設）に対する栄養管理指導及び栄養士の教育研修等を通じて資質の向上を図ることにより、市民の栄養摂取状況の改善を図る。また、栄養相談や食環境の整備を行うことにより、市民が良好な食生活を実現できるように支援する。

（1）国民健康・栄養調査の実施

（平成8年度保健所開設時開始 令和6年度予算：6,255千円 国10/10）

【事業の目的・内容】

国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する。（国の委託事業）

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法第10条第1項、第3項、第11条第1項、第12条第1項	健康増進課
健康増進法施行規則第1条、第2条、第3条、第4条	健康づくりグループ

《実績》調査実施状況

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
調査地区	対象 47 世帯	実施中止	実施中止	対象 19 世帯	対象 29 世帯
事前説明会出席世帯数	25 (出席 53.2%)				4 (出席 13.8%)
被調査世帯数	35 (協力率 74.5%)			6 (協力率 31.6%)	17 (協力率 58.6%)
栄養摂取状況（人）	74			7	29
身体状況調査（人）	27			7	16
血液等検査（人）	13			6	9
歩数計調査（人）	46			6	24
生活習慣調査（人）	94			10	36

※令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により調査実施中止。
令和2年度に予定されていた拡大調査（4年に1度）は、令和6年度に延期となる。

（2）給食施設に対する栄養管理指導の実施

（平成8年度保健所開設時開始 令和6年度予算：135千円 市単独）

【事業の目的・内容】

特定かつ多数人に対して継続的に食事を供給する施設（給食施設）に対し、給食施設の状況を把握し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うことにより、給食施設における栄養管理の徹底を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法第18条第1項, 第19条, 第20条, 第22条, 第23条, 第24条 健康増進法施行規則第5条, 第6条, 第7条	健康増進課 健康づくりグループ

《実 績》

① 「給食施設開始（再開）届」等受理状況及び「管理栄養士必置指定（取消）通知書」の交付状況

年 度		R3		R4		R5	
施設の種類の		特 定 給食施設	その他の 給食施設	特 定 給食施設	その他の 給食施設	特 定 給食施設	その他の 給食施設
届出受理	開始・再開	2	5	5	3	9	2
	変更	19	22	87	21	100	23
	廃止・休止	3	4	0	3	4	8
管理栄養士必置指定通知書交付		0	0	0	0	0	0
管理栄養士必置指定取消通知書交付		0	0	0	0	0	0

② 給食施設数（令和6年3月31日現在）

	特定給食施設			その他の給食施設		合計
	管理栄養士 必置指定施設	1回300食又は 1日750食以上	1回100食又は 1日250食以上	1回50食又は 1日100食以上	1回50食かつ 1日100食未満	
学 校	0	77	30	2	1	110
病 院	6	2	18	5	1	32
介護老人保健施設	0	0	8	0	0	8
介護医療院	0	0	1	0	0	1
老人福祉施設	0	0	23	29	3	55
児童福祉施設	0	10	77	20	0	107
社会福祉施設	0	0	2	9	1	12
事業所	4	8	20	3	0	35
寄宿舍	0	0	0	1	1	2
矯正施設	0	0	0	0	0	0
自衛隊	1	0	1	0	0	2
一般給食センター	1	3	0	0	0	4
その他	0	0	5	17	4	26
合 計	12	100	185	86	11	394

※特定給食施設：1回100食又は1日250食以上の食事を供給する給食施設
その他の給食施設数は届出のある施設

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
<ul style="list-style-type: none"> ●食品表示法第4条 ・「食品表示基準について」(平成27年3月30日消食表第139号) ●健康増進法第65条第1項 ・「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適性化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)について」の一部改正について(令和2年4月1日 消表対第431号) ・「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適性化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)に係る留意事項について」の一部改正について(令和2年4月1日 消表対第433号) 	健康増進課 健康づくり グループ

《実 績》

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	329	96	57	36	31

(4) 栄養士育成事業の実施

【事業の目的・内容】

栄養士の免許に関する申請の受理及び交付を行うと共に、各職域及び地域において栄養指導の担い手となる栄養士の資質の向上を図り、住民の栄養改善に資する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
栄養士法、栄養士法施行令、栄養士法施行規則、栃木県栄養士法施行細則 栃木県知事の権限に属する処理の特例に関する条例第2条 健康増進法第3条、地域保健法第3条 「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について」(平成25年3月29日健が発0329第4号)	健康増進課 健康づくり グループ

《実 績》

① 栄養士免許・管理栄養士免許申請受理及び交付件数(県の経由事務)

年度	栄養士免許				管理栄養士		
	新規	訂正・書換え	再交付	返納	新規	訂正・書換え	再交付
R1	42	30	3	0	27	29	1
R2	36	41	11	0	28	25	0
R3	41	44	5	0	31	32	0
R4	48	26	4	0	38	22	0
R5	44	22	5	0	11	22	4

② 管理栄養士課程履修学生指導

管理栄養士業務は、実際に生活し、人間の自立した食生活や健康を維持するための栄養ケアを支援することに置かれており、その実践力を身につけることが出来るよう支援する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
栄養士法第1条 管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について（平成14年4月1日14文科高27健発0401009号）	健康増進課 健康づくり グループ

《実 績》

年 度	学校数(校)	学生数(実人数)
R 1	3	10
R 2	3	4
R 3	4	8
R 4	6	11
R 5	5	12

(5) 病態別栄養相談の実施

(平成8年度保健所開設時開始 令和6年度予算：29千円 市単独)

【事業の目的・内容】

生活習慣病をはじめとする慢性疾患等の病態に応じた栄養相談を実施し、疾病の病状改善及び合併症予防を図るとともに、本人及び家族が食生活を中心とした疾病管理ができるよう支援する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法第18条第1項, 第19条	健康増進課健康づくりグループ 保健センター

《実 績》

① 健康づくりグループ

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
回 数	40	38	43	42	41
延人数	118	97	107	92	105

② 保健センター

年 度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
回 数	55	52	53	66	44
延人数	69	63	66	87	56

(6) 栄養相談の実施（平成2年度開始 令和6年度予算：20千円 市単独）

※平成18年度より老人保健事業から移行

【事業の目的・内容】

市民の栄養に関する個別の相談に関して、適切な指導・助言を行い、より一層の健康の保持増進を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項 母子保健法 第9条, 10条	健康増進課保健センター 健康づくりグループ

《実 績》

① 保健センター

年 度			R1	R2	R3	R4	R5
来所 相談	人数 (延)	母子	130人	91人	134人	169人	169人
		成人	66人	35人	38人	45人	44人
		計	196人	126人	172人	214人	213人
電話 相談	人数 (延)	母子	134人	167人	138人	110人	127人
		成人	24人	68人	93人	43人	59人
		計	158人	235人	231人	153人	186人

② 健康づくりグループ

年 度			R1	R2	R3	R4	R5
来所 相談	人数 (延)	成人	9人	5人	8人	2人	4人
電話 相談	人数 (延)	成人	29人	26人	16人	26人	12人